

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年11月12日（令和2年（行個）諮問第183号）

答申日：令和4年1月24日（令和3年度（行個）答申第120号）

事件名：本人の申立てに係る医薬品副作用被害等救済給付審査申立検討会の議事録等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本人の母親に係る令和2年特定月日付け裁決に関する医薬品副作用被害等救済給付審査申立検討会議事録等に記録された保有個人情報」（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年3月31日付け厚生労働省発薬生0331第79号により厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の一部の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

個別症例表及び議事録（特定個人の審議部分）の委員氏名の開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯について

(1) 審査請求人は、令和2年3月9日付け（同日受付）で処分庁に対し、法に基づき「薬生発0117第70号令和2年1月17日に関して、審査に当たった人物名、裁決に至ったエビデンス、他それらに関わる審査文書のすべて」の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年6月25日付け（同月26日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁の考え方

原処分における本件対象保有個人情報の不開示部分のうち審査請求人が開示を求める部分（以下「本件不開示部分」という。）については、不開示とすることが妥当であると考える。

なお、本件不開示部分に係る法の適用条項は、法14条6号及び7号柱書きである。

3 理由

(1) 対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、医薬品副作用被害救済制度（以下「救済制度」という。）に係る判定結果に不服のある者が行う不服申立てについて審議を行う医薬品副作用被害等救済給付審査申立検討会（以下「検討会」という。）における議事録等のうち、当該不服申立者すなわち審査請求人の請求に関して審議がされている部分である。

(2) 医薬品副作用被害等救済給付制度について

救済制度については、医薬品等を適正使用したにも関わらず、医薬品の服用により発生した副作用による健康被害に対し、医療費等の給付を行い、被害を受けた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的制度であり、その実施は独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が担っている。

なお、この支給の可否については、機構からの判定申出を受けて厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会へ諮問を行い、答申を受けた内容を機構に通知することにより行われている。

一方、検討会は、機構が行った決定に対して、不服がある者が厚生労働大臣に対してその異議を申し立てた内容について、外部の専門家により再度審議を行う場である。

(3) 本件開示請求の経緯について

医薬品の副作用により審査請求人の親族が死亡したとして、その遺族である審査請求人が救済制度に基づき遺族年金等の支給を求めて請求を行ったのに対し、薬事・食品衛生審議会において、提出された資料からは当該親族の死亡と医薬品との因果関係は認められないとして「不支給」の答申が出され、給付は認められなかった。これに対し、審査請求人が厚生労働大臣に対して救済制度に係る審査の申立てを行ったところ、検討会の審議結果を受けた裁決においても同様の結論が出された。このため、審査請求人から、検討会の審議内容を確認するため、検討会において用いられた資料、議事録及び原審資料のうち遺族の事案に関する部分の開示を求めて、本件開示請求がなされたものである。

(4) 不開示情報該当性について

検討会については、委員氏名の非公表を前提として、外部の専門家に委員の委嘱を行っている。このため、検討会の委員氏名は、（略）国に

おける検討会に関する情報であり、これを開示すると、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、医薬品副作用被害等救済給付に関する審査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、委員氏名は、法14条6号及び7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

なお、上記以外の開示請求者以外の個人に関する情報については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないため不開示とされており、また、審査請求人の死亡した親族の症例に係る議事のうち委員氏名を除く部分は、原処分において開示されている。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において、「個別症例票及び議事録（特定個人の審議部分）の委員氏名」（本件不開示部分）の開示を求めているが、その不開示情報該当性については、上記（4）のとおりである。

4 結論

以上のとおり、本件不開示部分について、これを不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年11月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月26日 審議
- ④ 令和3年12月23日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 令和4年1月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、6号及び7号柱書きに該当するとして不開示とする決定を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分のうち「個別症例票及び議事録（特定個人の審議部分）の委員氏名」（本件不開示部分）の開示を求めている。

これに対して諮問庁は、本件不開示部分は、法14条6号及び7号柱書きに該当し、なお不開示とすることが妥当であるとしているので、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 本件不開示部分は、具体的には、別表の2欄に掲げる部分である。当該部分には、医薬品副作用被害等救済給付に係る審査請求人の審査の申

立てについて審議した検討会の委員（座長を含む。）の氏名が記載されている。

(2) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（4））において、検討会の委員は、その氏名の非公表を前提として外部の専門家に委嘱を行っていることから、その氏名を開示すると、検討会における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は検討会の事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、本件不開示部分は、法14条6号及び7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当であるとしている。

(3) 当審査会において、個別症例票及び議事録を見分したところ、審査請求人が審査を申し立てた事案に関して、検討会の委員が積極的に自由かつきたんなく述べた意見の内容等が記載されていることが認められる。また、原処分においては、各委員の氏名を除き、発言内容や意見が開示されている。このため、これに加えて、本件不開示部分（委員の氏名）を開示すると、各発言を行った委員が特定され、今後、委員が検討対象事案の関係者から様々な圧力を受けることを懸念して萎縮し、自己の意見を述べることをちゅうちょする結果、医薬品副作用に関する審査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明を否定することは困難であると認められる。

なお、本件対象保有個人情報を見分する限り、委員のうち座長である者の発言内容は、座長としての進行及び議事整理に係るものでもある。そこで、念のため、当審査会事務局職員をして座長の氏名の公表の状況について詳細を諮問庁に確認させたところ、座長についても、仮にその氏名を公表すると、検討会における審議の公正さが妨げられるおそれがあることは他の委員と同様であるため、部外に一切公表しておらず、会議後の座長の会見等も行っていない旨回答があった。このため、審査請求人が座長の氏名を知り得るとする事情があると認めることもできない。

(4) したがって、本件不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、6号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 高野修一、委員 久末弥生、委員 葭葉裕子

別表 本件不開示部分の不開示情報該当性

1 文書番号，文書名，頁・段落等		2 本件不開示部分	3 法14条各号該当性
文書1	個別症例	1 2 段目事前評価委員欄 1 行目 1 文字目ないし 3 文字目， 7 文字目ないし 9 文字目， 1 3 文字目ないし 1 5 文字目， 2 行目 1 文字目ないし 3 文字目， 7 文字目ないし 9 文字目	6 号， 7 号柱書き
	1 4 段目医薬品による副作用か欄	1 行目ないし 5 行目の各 1 文字目ないし 3 文字目	6 号， 7 号柱書き
	1 4 段目適正使用であるか欄	1 行目ないし 5 行目の各 1 文字目ないし 3 文字目	6 号， 7 号柱書き
	1 4 段目障害等級に該当するか欄	1 行目ないし 5 行目の各 1 文字目ないし 3 文字目	6 号， 7 号柱書き
	1 6 段目副作用名又は疾病名欄	1 行目ないし 5 行目の各 1 文字目ないし 3 文字目	6 号， 7 号柱書き
	1 6 段目原因薬欄	1 行目ないし 5 行目の各 1 文字目ないし 3 文字目	6 号， 7 号柱書き
	1 8 段目質問事項欄	1 行目ないし 5 行目の各 2 文字目ないし 4 文字目	6 号， 7 号柱書き
	2 0 段目ご意見欄	1 行目及び 4 行目ないし 7 行目の各 2 文字目ないし 4 文字目	6 号， 7 号柱書き
文書2	議事録 6 頁	1 8 行目 2 文字目ないし 4 文字目	6 号， 7 号柱書き
		3 4 行目 9 文字目ないし 1 1 文字目， 1 5 文字目ないし 1 7 文字目， 2 1 文字目ないし 2 3 文字目， 2 7 文字目ないし 2 9 文字目及び 3 3 文字目ないし 3 5 文字目， 3 6 行目 1 文字目ないし 3 文字目	6 号， 7 号柱書き
	7 頁	1 行目 1 文字目ないし 3 文字目， 6 行目 2 文字目ないし 4 文字目， 1 6 文字目ないし 1 8 文字目， 2 2 文字目ないし 2 4 文字目， 2 8 文字目ないし 3 0 文字目， 3 4 文字目ないし 3 6 文字目及び 7 行目 1 文字目ないし 3 文字目， 8 行目 4 文字目ないし 6 文字目， 9 行目 2 文字目ないし 4 文字目， 1 4 行目 2 文字目ないし 4 文字目， 1 5 行	6 号， 7 号柱書き

		目 1 文字目ないし 3 文字目, 1 6 行目 2 文字目ないし 4 文字目, 1 7 行目 2 文字目ないし 4 文字目及び 1 0 文字目ないし 1 2 文字目, 1 8 行目 2 文字目ないし 4 文字目, 1 9 行目 2 文字目ないし 4 文字目及び 1 0 文字目ないし 1 2 文字目, 2 0 行目 2 文字目ないし 4 文字目, 2 4 行目 2 文字目ないし 4 文字目	
	8 頁	1 3 行目 2 文字目ないし 4 文字目	6 号, 7 号柱書き
	5 7 頁	4 行目 2 文字目ないし 4 文字目	6 号, 7 号柱書き

(注) 個別症例票及び議事録のうち以下の部分は, 審査請求人の親族以外の症例の検討部分であり, 保有個人情報に該当しないとして不開示とされた部分であるため, 記載を省略した。

文書 2 (議事録) 1 頁 3 行目ないし 3 6 行目, 2 頁ないし 5 頁, 6 頁 1 行目ないし 1 7 行目, 1 8 行目 7 文字目ないし 1 9 行目最終文字, 8 頁 1 5 行目ないし 3 6 行目, 9 頁ないし 5 6 頁, 5 7 頁 1 行目ないし 3 行目